

委 員 会 報 告 書

令和3年度議会報告と町民との意見交換会について

令和3年9月16日から同4年2月21日までに当委員会が主催した標記に関する総括報告を、芽室町議会会議条例第79条の規定により報告する。

令和4年6月1日

芽室町議会議会運営委員会
委員長 中村和宏

芽室町議会議長 早苗豊様

1 実施目的

芽室町議会は、平成12年から本格的に議会活性化に取り組み、平成25年3月定例会において議決、同年4月1日から施行している芽室町議会基本条例に基づき、議会改革並びに議会活性化に、継続的に取り組んでいるところであり、同条例第8条第5項に基づき、令和3年度において、議会報告と町民との意見交換会を開催したものである。

芽室町議会基本条例（町民参加及び町民との連携）

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会・議員による政策提案を行います。

2 実施概要

令和3年度議会報告と町民との意見交換会は、町内3PTA（芽室中学校、上美生小中学校、芽室西小学校）、高等学校、団体等と行い、10会場において364人の参加となった。

PTAとの意見交換会では、「議員定数と報酬のあり方」について、議会内部で議論している途中経過を報告し、両常任委員会からは年間活動の政策課題に掲げた「子どもからお年寄りまですべての世代に愛される新嵐山スカイパーク」と「子どもたちの学習環境整備について」をテーマとして、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会・議員による政策提案を目指した。

また、高等学校との意見交換では、「町民が議会活動に参加する機会を確保すること」を目的に、町内2校とそれぞれのテーマを設定して開催し、団体等との意見交換では、先方からの要請に基づき、観光・福祉・まちづくりのテーマについて、それぞれが置かれている実状を把握・理解する機会とした。

なお、これらの実施結果については総括報告書としてまとめ、意見交換した団体等へ送付するとともに、議会ホームページに掲載し公表するものである。

3 総括

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、意見交換会の手法としてオンラインを活用するなど、創意工夫により事業を完遂した。今後に向けては、感染症対策は継続することを受け止めつつ、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して、住民の声を聴く機会を停滞させずに、二元代表制の議事機関の役割を果たすべきと捉えるものである。